【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出日】 平成30年3月19日

【会社名】 レカム株式会社

【英訳名】 RECOMM CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 伊藤秀博

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区代々木三丁目25番3号

【電話番号】 03-4405-4566 (代表)

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区代々木三丁目25番3号

【電話番号】 03-4405-4566 (代表)

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式及び新株予約権証券(行使価額修正条項付新株予約権付社債券

等)

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当

株式 500,259,000円

第18回新株予約権証券 17,730,000円

新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額

2,618,730,000円

(注) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額であり、行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は増加する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を取得し、又は買い取って消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少す

る可能性があります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,731,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当 社における標準的な株式です。 なお、単元株式数は100株です。

- (注) 1 本届出書により募集する当社普通株式(以下「本新株式」といいます。)の発行は、平成30年3月19日(月)開催の取締役会決議によるものであります。
 - 2 当社普通株式にかかる振替機関の名称及び住所は、下記のとおりであります。

振替機関名称 株式会社証券保管振替機構

振替機関住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	1,731,000株	500,259,000	250,129,500
一般募集			
計(総発行株式)	1,731,000株	500,259,000	250,129,500

- (注) 1 発行価額の総額を第三者割当の方法によります。
 - 2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法第445条の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額は、250,129,500円であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
289	144.5	100株	平成30年4月4日(水)		平成30年4月4日(水)

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
 - 2 発行価格は、会社法上の払込金額であります。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。
 - 3 当社は、本届出書の効力が発生した後、払込期日までに本新株式の割当予定先との間で総数引受契約を締結する予定です。払込期日までに、本新株式の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本新株式の発行は行われないこととなります。
 - 4 払込期日に払込みがなされなかった場合には、割当予定先の割当を受ける権利は消滅し、割当の株式は失権 します。
 - 5 申し込みの方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むもの とします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地	
レカム株式会社 経営管理本部	東京都渋谷区代々木三丁目25番 3 号	

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社りそな銀行 九段支店	東京都千代田区九段南一丁目 5 番 6 号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行新株予約権証券(第18回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

発行数	90,000個(新株予約権1個につき100株)		
発行価額の総額	17,730,000円		
発行価格	新株予約権1個につき197円(新株予約権の目的である株式1株 当たり1.97円)		
申込手数料	該当事項はありません。		
申込単位	1個		
申込期間	平成30年4月4日(水)		
申込証拠金	該当事項はありません。		
申込取扱場所	レカム株式会社 経営管理本部 東京都渋谷区代々木三丁目25番3号		
払込期日	平成30年4月4日(水)		
割当日	平成30年4月4日(水)		
払込取扱場所	株式会社りそな銀行 九段支店		

- (注) 1 第18回新株予約権証券(以下、「本新株予約権」という。)の発行については、平成30年3月19日開催の当社 取締役会決議によるものであります。
 - 2 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権に係る引受契約 (以下、「総数引受契約」という。)を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
 - 3 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
 - 4 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。

名称:株式会社証券保管振替機構

住所:東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付新株予約権 付社債券等の特質

1.本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は、当社普通株式(別記「新株予約権の目的となる株式の種類」欄に定義する。)9,000,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。

2. 行使価額の修正

別記「新株予約権の行使期間」欄に定める期間中いつでも、下記決議日の直前の取引日を末日とする5連続取引日間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が常に当初行使価額を上回った場合、当社は、1回又は複数回、当社取締役会の決議により当初行使価額を修正することができる。本項に基づき行使価額を修正することができる。本項に基づき行使価額を修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権を有するが行われた日(同日を含む。)の20取引日目以降、行使価額は、当初行使価額を上回ることを条件として、市場価格の95%に相当する金額の1円未満を切り下げた金額(但し、当該市場価格が下限市場価格の場合に、別記「中未満を切り下げた金額(但し、当該市場価格が下限市場価格の場合に、別記「中未満を切り下げた金額(但し、当該市場価格が下限市場価格の場合は、別記「中未満を切り下げた金額(回し、当該市場価格が下限市場価格の場合に、別記「中未満を切り下げた金額(回し、当該市場価格が下限市場価格の場合に、別記「中本の場合に、当該取得に係る決議以降、当社は本項に基づく行使価額の修正の決議を行うことはできない。

本項の取締役会決議日の直前取引日の東京証券 市場価格」とは、 取引所における当社普通株式の普通取引の終値、 本項の取締役会決議 日(同日を含まない。)に先立つ5連続取引日間のブルームバーグの公 表資料に基づく東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買 高加重平均価格の1円未満を切り下げた金額(但し、別記「新株予約権 の行使時の払込金額」欄第4項に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該事由を勘案して適切に調整される。)又は 本項の取 締役会決議日(同日を含まない。)に先立つ20連続取引日間のブルーム バーグの公表資料に基づく東京証券取引所における当社普通株式の普通 取引の売買高加重平均価格の1円未満を切り下げた金額(但し、別記 「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項に基づく調整の原因となる 事由が発生した場合には、当該事由を勘案して適切に調整される。 うちもっとも低い金額をいう。但し、この金額が、本項の取締役会決議 日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終 値の90%に相当する金額(円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位 の端数を切り上げた金額)(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金 額」欄第4項に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該 事由を勘案して適切に調整される。)(以下「下限市場価格」とい う。)を下回る場合は、下限市場価格を市場価格とする。

「当初行使価額」とは、別記「新株予約権の行使持の払込金額」第2項に定める行使価額である289円をいう(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該事由を勘案して適切に調整される。)。

「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をい う。

3. 行使価額の修正頻度

本欄第2項に記載の条件に該当して当社取締役会にて決議する都度、 本欄第2項の効力発生日において、修正される。

4. 行使価額の下限

行使価額は289円(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第 4項による調整を受ける。)(以下「下限行使価額」という。)を下回らな いものとする。

5.割当株式数の上限

9,000,000株(本有価証券届出書提出日現在の当社発行済普通株式総数64,732,000株に対する割合は、13.90%(小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を四捨五入した値。))。但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整される場合がある。

有価証券届出書(組込方式)

	有個証券
	6.本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に 記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金 調達額)
	本新株予約権の発行価額の総額17,730,000円に下限行使価額である289 円で本新株予約権全部が行使された場合の2,601,000,000円を合算した金
	朝である2,618,730,000円(但し、本新株予約権の全部又は一部が行使されない可能性がある。)。 7.当社の請求による本新株予約権の取得
	/ ・ 当社の間がによる本が体が流性の取得 本新株予約権には、当社の決定により、本新株予約権の全部又は一部 を取得することを可能とする条項が設けられている(詳細については別記
	「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄参照)。
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準とな る株式である。なお、単元株式数は100株である。
 新株予約権の目的となる株式の数	1 . 本新株予約権の目的である株式の総数は、9,000,000株とする(本新株
WILL WILL STATE OF THE STATE OF	予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下「割当株式数」という。) は100株とする。)但し、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整
	される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株 式数に応じて調整されるものとする。
	2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」第4項の規定に従って 行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整され
	るものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。 なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記
	「新株予約権の行使時の払込金額」第4項に定める調整前行使価額及び 調整後行使価額とする。
	調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 調整前行使価額 調整後割当株式数 = 調整後行使価額
	3.調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」第4項第(2)号及び第(5)号による行使価額の
	調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。 4.割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開
	始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日そ
	の他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の 払込金額」第4項第(2)号 に定める場合その他適用開始日の前日までに
	上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれ を行う。
新株予約権の行使時の払込金額 	1.本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額
	│ は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。 │ 2 .本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合におけ
	る株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。) は、金289円とする。但し、本欄第2項及び第3項の規定に従って修正又
	は調整されるものとする。 3.行使価額の修正
	別記「新株予約権の行使期間」欄に定める期間中いつでも、下記決議
	日の直前の取引日を末日とする5連続取引日間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が常に当初行使価額を上回った場合、
	当社は、1回又は複数回、当社取締役会の決議により当初行使価額を上
	回る金額に行使価額を修正することができる。本項に基づき行使価額の 修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知する
	ものとし、当該通知が行われた日(同日を含む。)の20取引日目以降、
	行使価額は、当初行使価額を上回ることを条件として、市場価格の95%
	限市場価格の場合は、下限市場価格に相当する金額と同額)に修正され
	る。但し、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1 号に基づき当社が本新株予約権の全部の取得を決議した場合、既になさ
	亏に基づさ当任が本新株予約権の主部の取得を決議した場合、既になる れた本項に基づく行使価額の修正で当該取得に係る決議後に効力が発生
	することとなるものはその効力が発生せず、また、当該取得に係る決議
	以降、当社は本項に基づく行使価額の修正の決議を行うことはできな い。

4. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により 当社の発行済普通株式の総数に変更を生じる場合又は変更を生じる 可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」と いう。)をもって行使価額を調整する。

調整後 調整前 大使価額 *

1株当たり時価

額 * 既発行株式数+新発行・処分株式数

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適 用する。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(ただし、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプション及び譲渡制限付株式を発行する場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。 本項(2) から までの場合において、基準日が設定され、かつ、 効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の 機関の承認を条件としているときには、本項(2) 乃至 にかかわ らず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを 適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認が あった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に 対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付す る。この場合、1株未満の端数を生じるときはこれを切り捨てるも のとする。

(調整前行使価額 - 調整後行使価額) ×調整前行使価額によ 株式数 = り当該行使期間内に交付された株式数

調整後行使価額

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

	(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算
	│ 出し、小数第2位を四捨五入する。 │ 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適 │
	1) 使価額調整式で使用する時間は、調整後1) 使価額が初めて適 用される日(但し、本項第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取
	引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の金融商品
	取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値と
	する。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算
	出し、小数第2位を四捨五入する。
	行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当て
	を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用
	する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数か
	ら、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数
	とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使
	用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当
	社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないもの
	とする。
	(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げ
	る場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得 て、必要な行使価額の調整を行う。
	株式の併合、資本金の減少、会社分割、株式交換又は合併のため
	に行使価額の調整を必要とするとき。
	その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の
	発生により行使価額の調整を必要とするとき。
	行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由
	に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、
	│
	日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並び
	にその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日
	その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号 に定める
	場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない
	場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使により株式を発行	2,618,730,000円
する場合の株式の発行価額の総額 	(注) 全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出 された金額であり、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3
	項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、新
	株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額の総額は増加
	又は減少する可能性がある。また、本新株予約権の行使期間内に行
	使が行われない場合及び当社が本新株予約権を取得し、又は買い
	取って消却した場合には、新株予約権の行使により株式を発行する
 新株予約権の行使により株式を発行	│ 場合の発行価額の総額は減少する可能性がある。 │ 1 . 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 1 株の発行価格
する場合の株式の発行価格及び資本	本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、
組入額	行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額
	に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別
	記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額と
	する。 3
	2.新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金 及び資本準備金
	及び員本年開並 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加
	する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される
	資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を
	生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度
	額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とす
*** 1	3.
新株予約権の行使期間	平成30年4月4日から平成32年4月3日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、	1.新株予約権の行使請求受付場所
収次場所及び払込取扱場所	レカム株式会社 経営管理本部 東京都渋谷区代々木三丁目25番 3 号
	該当事項はありません
	3 . 新株予約権の行使請求の払込取扱場所
	株式会社りそな銀行の九段支店
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
·	

	日叫此为为
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	1 . 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って30取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり197円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本新株予約権の発行要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様
	な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。 2 . 当社は、当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、会社法第273条の規定に従って14歴日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり197円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。本新株予約権の発行要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社に関して本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1. 本新株式及び本新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由

(1) 募集の目的及び理由

当社グループ(当社および当社の関連会社)は、中小企業のお客様に対して、情報通信機器の販売、設置工事、保守、インターネットサービスの販売を行う情報通信事業、LED照明やエアコン、電力の取次ぎ等の環境関連事業、BPO(ビジネス・プロセス・アウトソーシング:自社の業務プロセスの一部を外部の専門企業に委託する)事業、海外でLED照明やエアコン、情報通信機器を販売する海外法人事業を展開しております。また、これら事業を通じて、企業理念である「最適な情報通信システムの構築」「最大限の経費削減のお手伝い」「迅速かつ安心して頂ける保守サービスの提供」を行い、お客様企業のオフィスインフラの「ワンストップサービスカンパニー」を目指して取り組んでおります。

情報通信事業におきましては、顧客基盤の拡大と商品ラインナップの拡充、ストック商材の獲得により、お客様企業にワンストップサービスの提供をより一層推進するとともに、エリア的には西日本地域をより一層強化していくことを計画しております。環境関連事業におきましては、平成30年1月にレカムIEパートナー株式会社を子会社化し、LED照明や業務用エアコンの販売網を獲得いたしました。今後、レカムIEパートナー株式会社とレカムエナジーパートナー株式会社との合併を視野に入れつつ、LED照明、業務用エアコン、電力の取次ぎのシナジーを最大化させるとともに、代理店や直販の販売力強化、新たな商材の獲得、仕入コストの削減に取り組んでまいります。BPO事業におきましては、新規顧客開拓や既存顧客からの顧客当たり売上増加に取り組み、売上規模の拡大に注力しております。海外法人事業におきましては、現在、中国、ベトナム、ミャンマー、マレーシアに拠点を有しておりますが、早期に10拠点にまで展開し、海外事業展開の事業基盤を構築するとともに、LED照明、業務用エアコンに次ぐ新たな商材を開発し、当社グループにおいて最も成長性の高い事業とする計画であります。

これらを実現していくために、平成27年5月にヴィーナステックジャパン株式会社の設立、平成27年7月に株式会社コスモ情報機器、平成28年5月にレカムエナジーパートナー株式会社の合弁会社設立、平成29年7月にベトナムレカム、平成29年12月にレカムビジネスソリューションマレーシアを設立、平成30年1月にレカムIEパートナー株式会社の株式取得し、新たにグループ入りした企業や新設会社により各事業の業績を大きく拡大させてまいりました。

この度、本日開催の取締役会により株式会社R・S及び株式会社G・Sコミュニケーションズの2社の株式を取得することを決議いたしました(第三部追完情報 2.臨時報告書の提出について (平成30年3月19日提出の臨時報告書)をご参照ください。)が、今後も積極的なM&Aの検討を強化してまいるとともに、海外拠点や海外事業拡大のための投資につきましても一層強化していくことにより、当社グループの収益向上を図ることが可能となるため、本第三者割当は企業価値及び株主価値の向上に資する合理的なものであると判断しております。

(2) 新株式の発行を選択した理由

当社は、前述の株式会社R・Sの株式取得資金の調達を迅速に実行するためには比較的確実性の高い資金 調達方法が必要である一方で、株主の皆様からの理解を得るためには既存株主の利益を十分に配慮した資金 調達手段を選択することが非常に重要であると考えております。金融機関からの融資による資金調達は、今 後の金利負担を考えると最良な選択とはいえないことから、既存株主の皆様の希薄化は生じるものの、当社 の現状の財務状況、および業績状況からして本第三者割当による新株式の発行が、当該株式取得資金の調達 ニーズには最も合致していると判断し、本新株式の発行を選択いたしました。

(3) 行使価額修正条項付新株予約権の発行を選択した理由

当社は、今後のM&Aのための資金調達に当たり、財務状況、今後の事業展開等を勘案し、既存株主の利益に対する影響を抑えつつ、直接金融で調達できる方法を検討してまいりました。このため、下記「(4)本行使価額修正条項付新株予約権による資金調達の特徴」に記載の各項目及び他の手段との比較検討を行った結果、割当予定先から提案を受けた第三者割当による本新株予約権による資金調達が最良の手段であると判断し、これを採用することを選択いたしました。

(4) 本行使価額修正条項付新株予約権による資金調達の特徴

本新株予約権のスキームは、新株予約権の行使価額と対象株式数を当初固定することにより、既存株主様の株式価値の希薄化の抑制と、目的である資金調達の確保を図っております。また、当社の判断によって行使価額修正条項を適用することにより、当社普通株式の株価が大きく変動した場合でも、当該修正条項を適用することにより当社の意思で行使価額を修正することでより多くの資金調達の機会を得ることができるなど、当社の資金調達にとって有効且つ機動的な資金調達の促進が図られるように設計されており、以下の特徴を有しております。

対象株式数の固定

本新株予約権の対象となる株式数は、発行当初から発行要項に示される9,000,000株で固定されており、将来的な株価の変動があっても潜在株式数が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。

取得条項

本新株予約権は、当社取締役会の決議に基づき、本新株予約権の払込期日の翌日以降いつでも、30取引日前に本新株予約権者に通知することによって残存する新株予約権の全部または一部を本新株予約権の発行価額相当額で取得することができることとなっております。これにより、当社の資金ニーズが後退した場合や資本政策方針が変更になった場合などにおいても、本新株予約権を取得することにより、希薄化の防止や資本政策の柔軟性が確保できます。

行使価額修正条項適用権

上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄「3.行使価額の修正」に記載のとおり、本新株予約権の行使価額は原則として固定されていますが、当社の判断により、行使価額の修正条項を適用することにより、当初行使価額を上回ることを条件として、上方修正が可能です。このことは、当初固定価格に設定することで、当社の資金ニーズを確保する目的を果たしつつ、行使価額の修正条項適用権を併せ持つことにより、当初の目標株価であった当初行使価額を大幅に上回って株価が上昇した場合には、資金調達額を増額できる可能性があります。

株式購入保証期間

総数引受契約において、行使期間中、当社は、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が少なくとも5営業日連続して行使価額(当初行使価額又は修正後行使価額)を上回った場合、当社は、割当予定先に対して一定の様式の書面による事前の通知により20適格取引日間の株式購入保証期間を設定することができることとなっております。割当予定先は、この株式購入保証期間である20適格取引日間に、10億円を提供するため新株予約権の行使を保証することとされており、また、当初の株式購入保証期間が終了した場合、さらに株式購入保証期間を設定することができることとなっております。

但し、ある株式購入保証期間の終了日と他の株式購入保証期間の開始日の間は、最低5取引日以上の間隔を空けるものとされており、また、ある取引日が「適格取引日」に該当するためには、以下の全ての条件を充足する必要があります。

- ・当社普通株式の株価が当初行使価額又は修正後の行使価額を10%上回っていること
- ・当社普通株式の株価が直前取引日の終値から10%以上下落していないこと
- ・株式購入保証期間中の割当予定先の行使が制限超過行使に該当しないこと
- ・割当予定先が借株を行った場合を除き、行使していたものの、当該行使により取得することとなる 株式が行使日から3取引日を超えて交付されていない、新株予約権が存在しないこと
- ・当該取引日の当社の株式の日次売買代金が、300百万円(これは直近の流動性の10%未満)を上回っていること

株式購入保証期間は、上記の全ての条件が充足した取引日の翌取引日から再開し、20適格取引日が経過するまで継続することとされております。

譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当ての方法により発行されるものであり、かつ総数引受契約において譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認がない限り、割当先から第三者へは譲渡されません。

買取請求

総数引受契約には、割当予定先は、次のいずれかの場合、当社に対して書面で通知することにより、 本新株予約権の全部又は一部を買い取ることを請求することができる旨が定められる予定です。

- ・東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が10取引日連続して平成30年3月16日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%(144.50円)(但し、上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項により行使価額が調整される場合には、当該行使価額の調整に応じて適宜に調整されるものとします。)を下回った場合
- ・いずれかの20連続取引日間の当社普通株式の1取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高が、平成30年3月19日(なお、同日は含まない。)に先立つ20連続取引日間の当社普通株式の1取引日当たりの取引所における普通取引の平均売買出来高(但し、上記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、当該割当株式数の調整に応じて適宜に調整されるものとします。)の50%を超えない場合
- ・割当予定先が本新株予約権の行使期間満了の1ヶ月前の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合

これにより、本新株予約権発行後、当社普通株式の株価が大幅に下落した場合、東京証券取引所における当社普通株式の平均売買出来高が大幅に減少した場合、本新株予約権の行使期間満了の1ヶ月前の時点で割当予定先が未行使の本新株予約権を保有している場合において、割当予定先が当社に対して本新株予約権の買取請求を行った場合には、本新株予約権の行使による資金調達が行われないことにより、資金調達額が当社の想定額を下回る可能性があり、また、本新株予約権の払込金額と同額の金銭の支払いが必要になることにより、本新株予約権による最終的な資金調達額が減少する場合があります。 権利不行使

本新株予約権は、割当予定先が本新株予約権の行使を行わない可能性があり、権利が行使されない場合、資金調達額は、当社が想定した額を下回る可能性があります。

エクイティ性証券の発行の制限

当社は、総数引受契約締結日から、 行使期間の満了日、 当該満了日以前に本新株予約権の全部の行使が完了した場合には、当該行使が完了した日、 当社が割当予定先の保有する本新株予約権の全部を取得した日、及び 総数引受契約が解約された日の12ヶ月後のいずれか先に到来する日までの間、割当予定先に取引機会を優先して提供するものとし、割当予定先の事前の書面による同意がない限り、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行してはならない旨が総数引受契約において定められる予定です。但し、 当社の役員及び従業員並びに当社の子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合(当該ストック・オプションの行使により株式を発行する場合を含む。)、及び 当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携(既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含む。)の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合を除きます。

[他に比較検討した資金調達方法について]

当社が本資金調達を選択するに際して検討した他の資金調達方法は以下のとおりです。

公募増資、株主割当(ライツ・オファリング)

当社の財務状況や株式の取引状況、発行済株式総数等の状況を考えると一般公募や株主割当(ライツ・オファリング)による発行株式は現実的でないと判断しました。

第三者割当による新株発行

新株発行の場合は、発行と同時に資金を調達することができますが、一方、発行と同時に株式の希薄化が一度に起こってしまうため、既存株主様の株式価値へマイナスの影響を及ぼす懸念があることから、今回は、直ちに調達の必要がある資金規模の新株発行に留めるのが最良であると判断いたしました。

第三者割当による新株予約権付社債の発行

新株予約権付社債の場合は、発行と同時に資金を調達でき、また株式の希薄化は一気に進行しないというメリットはありますが、社債の株式への転換が進まなかった場合、満期時に社債を償還する資金手当てが別途必要になること、また、資金手当てができなかった場合デフォルトを起こし、経営に甚大な影響を与えるリスクがあること、さらに、転換又は償還が行われるまで利息負担が生じることから、適切ではないと判断いたしました。

これらに対し、新株予約権の発行は、一般的に段階的に権利行使がなされるため、希薄化も緩やかに 進むことが想定され、既存株主様の株式価値への悪影響を緩和する効果が期待できます。また、本新株 予約権は、発行後いつでも、本新株予約権者に30取引日前に通知することによって残存する新株予約権 の全部または一部を本新株予約権の発行価額相当額で取得することができることとなっており、希薄化 の防止や資本政策の柔軟性を確保したスキームとしております。

以上の検討の結果、割当予定先から提案を受けた本新株予約権の発行による資金調達は他の資金調達 方法よりも現実的な選択肢であり、既存株主様の利益にもかなうものと判断いたしました。

- 2.企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容該当事項はありません。
- 3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先と の間で締結する予定の取り決めの内容

当社が割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に締結する総数引受契約には、上記「(注)1.(4)本行使価額修正条項付新株予約権による資金調達の特徴」に記載した内容が含まれます。

- 4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容該当事項はありません。
- 5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

割当予定先と当社及び当社の特別利害関係者等との間において、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もありません。

- 6.その他投資者の保護を図るために必要な事項 該当事項はありません。
- 7 . 本新株予約権の行使請求及び払込の方法
 - (1) 本新株予約権を行使する場合、上記表中「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」第1項記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項をFAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。
 - (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」第3項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- 8. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使請求は、上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」第 1項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権 の行使に際して出資される財産の価額の全額が同欄第3項に定める新株予約権の行使請求の払込取扱場所の 当社の指定する口座に入金された日に効力が発生する。

9. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に関する新株予約権証券を発行しないものとする。

10. 株券の不発行

当社は、行使請求により発行する株式にかかる株券を発行しないものとする。

11.株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力が生じた日の3銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

- 12. その他
 - (1) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく本有価証券届出書の届出の効力発生を条件とする。
 - (2) その他本新株予約権の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
3,118,989,000	21,200,000	3,097,789,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株式の発行価額の総額(500,259,000円)及び本新株予約権の払込金額の総額 (17,730,000円)に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(2,601,000,000円)を合算した金額であります。
 - 2.発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 - 3.発行諸費用の内訳は、新株予約権等算定評価報酬費用1,200,000円、株式事務手数料・変更登記費用等 17,000,000円、弁護士費用等3,000,000円を予定しております。なお、発行諸費用の概算額は、想定される 最大の金額であり、本新株予約権の行使が行われなかった場合、上記登記関連費用、株式事務手数料は減少 します。
 - 4. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、上記差引 手取概算額は減少します。

(2) 【手取金の使途】

本新株式の発行により調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
M & A 資金	500	平成30年 4 月

- (注) 1.調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理致します。
 - 2. 平成30年3月19日開示の「子会社の異動を伴う株式取得(連結子会社化)株式譲受けによる子会社取得に関するお知らせ」のとおり、株式会社R・S及び株式会社G・Sコミュニケーションズの株式取得を決定しております(第三部 追完情報 2. 臨時報告書の提出について (平成30年3月19日提出の臨時報告書)をご参照ください。)が、その株式取得関連資金560百万円の一部に充当する予定です。
 - 3.対象取得会社の状況は以下のとおりであります。
 - a.株式会社R・S

(1)商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

() = = =	
商号	株式会社R·S
本店の所在地	大阪府大阪市北区中之島二丁目2番2号
代表者の氏名	代表取締役社長 江添 知明
資本金の額	30百万円(平成30年 1 月31日現在)
純資産の額	121百万円(平成30年 1 月31日現在)
総資産の額	416百万円(平成29年 1 月31日現在)
事業の内容	情報通信機器販売事業、光回線販売事業、HP制作関連事業

(2) 最近 3 年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

	平成28年1月期	平成29年 1 月期	平成30年1月期
売上高(百万円)	784	815	1,431
営業利益(百万円)	2	80	90
経常利益(百万円)	8	76	74
当期純利益(百万円)	6	48	52

(3)提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社と取得対象子会社との間には、記載すべき資本関係はありません。
人的関係	当社と取得対象子会社との間には、記載すべき人的関係はありません。
取引関係	当社と取得対象子会社との間には、記載すべき取引関係はありません。

b.株式会社G・Sコミュニケーションズ

(1)商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社G・Sコミュニケーションズ
本店の所在地	兵庫県尼崎市水堂町一丁目34番23号
代表者の氏名	代表取締役社長 江添 知明
資本金の額	3百万円(平成29年 5 月31日現在)
純資産の額	0百万円(平成29年 5 月31日現在)
総資産の額	156百万円(平成29年 5 月31日現在)
事業の内容	O A ソリューション事業、N T T 回線事業、代理店事業

(2) 最近 3 年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

	平成27年 5 月期	平成28年 5 月期	平成29年 5 月期
売上高(百万円)	249	175	522
営業利益(百万円)	0	2	18
経常利益(百万円)	0	2	18
当期純利益(百万円)	0	2	18

(3)提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社と取得対象子会社との間には、記載すべき資本関係はありません。
人的関係	当社と取得対象子会社との間には、記載すべき人的関係はありません。
取引関係	当社と取得対象子会社との間には、記載すべき取引関係はありません。

本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
1 . 株式会社R・Sの運転資金	150	平成30年 6 月
2 . 合弁会社株式の追加取得資金	150	平成30年9月~平成31年3月
3 . 環境関連事業に係る事業取得資金	800	平成30年9月~平成31年3月
4 . M & A 等資金	700	平成30年6月~平成31年3月
5 . 海外拠点開設資金及び事業拡大等に伴う運転資金	797	平成30年6月~平成32年3月

- (注) 1.調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理致します。
 - 2.本新株予約権の行使による調達額(2,597百万円)につきましては、全ての本新株予約権が当初行使価額で行使された場合の金額であり、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が本新株予約権を取得し、又は買取った場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。その場合には、手元資金の充当によって事業計画を遂行するか、その他の資金調達により充当、もしくは1~5に充当する予定金額を減額する予定であります。
 - 3.株式会社R・S運転資金につきましては、同社株式を取得することにより同社の運転資金上必要な金融機関からの借入金につて、返済資金の貸し付け、もしくは代位弁済する資金、その他の運転資金に充当する予定であります。
 - 4.合弁会社株式の追加取得資金につきましては、現在、合弁会社株式の追加取得を検討しております。今後、 合弁相手先と平成30年4月以降交渉を開始し、平成31年3月末を目途として3分の2程度まで追加取得する ことを検討しております。交渉がまとまり、株式の追加取得が決定した際は、適切に開示いたします。
 - 5.環境関連事業に関する事業取得資金につきましては、事業拡大ためのアライアンスや仕入コストを低減する ための商流変更等を交渉することを計画しており、その実現に係る資金に充当する予定であります。現在、 環境関連商材の一部につきましては卸売会社経由で仕入れるという商流となっておりますが、メーカーから の直接仕入れという商流に変更することを企図しております。それにより、仕入れコストの低減が図られ、 利益率の向上が見込まれます。
 - 6.M&A等資金につきましては、情報通信事業の同業他社のM&Aや、BPO事業の顧客を有する同業他社のM&A(売上高500百万円~1,000百万円規模)に活用する予定であります。M&Aにつきましては、現在、候補先と交渉を行っているものもあり、今後も積極的に候補先を探してまいりますので、進展がありましたら適切に開示いたします。
 - 7.海外拠点開設資金及び事業開設資金につきましては、ASEAN地域におけるLED照明、業務用エアコンに次ぐ商材開発とその事業資金、及び新たな進出国の市場調査、拠点開設資金に充てる予定であります。具体的な進出国および展開する事業については現在未定ですが、確定いたしましたら適切に開示いたします。
 - 6.当社は、平成29年12月18日提出の有価証券届出書に記載のとおり、平成30年1月19日付で第17回新株予約権30,000個(当該新株予約権の目的である株式の総数は3,000,000株)を発行いたしましたが、平成30年3月19日現在、当該新株予約権についてはすべて権利行使がなされております。それにより343百万円の新規調達を行い、すべて運転資金に充当しております。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売り出しに関する特別記載事項】

先買権について

当社は、総数引受契約締結日から、 行使期間の満了日、 当該満了日以前に本新株予約権の全部の行使が完了した場合には、当該行使が完了した日、 当社が割当予定先の保有する本新株予約権の全部を取得した日、及び 総数引受契約が解約された日の12ヶ月後のいずれか先に到来する日までの間、割当予定先に取引機会を優先して提供するものとし、割当予定先の事前の書面による同意がない限り、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行してはならない旨が総数引受契約において定められる予定です。但し、 当社の役員及び従業員並びに当社の子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合(当該ストック・オプションの行使により株式を発行する場合を含む。)、及び 当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携(既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含む。)の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合を除きます。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a . 割当予定先の概要

名称	マッコーリー・バンク・リミテッド(Macquarie Bank Limited)
本店の所在地	Level 6, 50 Martin Place, Sydney NSW 2000 Australia
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
代表者の役職及び氏名	会長 P.H ワーン(P.H. Warne) CEO M.J.リームスト(M.J. Reemst)
資本金	9,812百万豪ドル(842,262百万円) (平成29年3月31日現在)
事業の内容	商業銀行
主たる出資者及びその出資比率	Macquarie B.H. Pty Ltd, 100%

b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引等の関係	該当事項はありません。

(注) 上記の割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係は、別途時点を明記していない限り、平成30年3月 19日現在の内容です。

c 割当予定先の選定理由

当社は、資金調達を検討する中において、その調達方法を割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドを含む、複数の金融機関に相談したところ、マッコーリー・バンク・リミテッドを含め、複数の金融機関より資金調達方法についての提案を受けました。当社は、当該各提案を受け、「第1 募集要項 4 新規発行新株予約権証券(第18回新株予約権証券) (注)1.本新株式及び本新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由 (2)新株式の発行を選択した理由 (3)行使価額修正条項付新株予約権の発行を選択した理由 (4)本行使価額修正条項付新株予約権による資金調達の特徴」に記載のとおり、他の資金調達方法も含めて当社内で協議・検討を行った結果、既存株主の利益への影響を一定程度抑えながら自己資本を増強することが可能であることから、他の資金調達方法と比較して、本スキームによる資金調達方法が現時点において最適な選択であると判断したこと、また、割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドが新株予約権発行による資金調達について十分な実績を有していることなどを踏まえ、最終的に平成30年3月19日開催の取締役会において同社の提案を採用することが最善であるとの結論に至ったため、同社を割当予定先とする本第三者割当を決議いたしました。

(注)マッコーリー・バンク・リミテッドに対する本新株式及び本新株予約権の発行は、日本証券業協会会員であるマッコーリーキャピタル証券会社のあっせんを受けて行われたものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

d . 割り当てようとする株式の数

(1) 本新株式

割当予定先に割り当てる株式の総数は1,731,000株であります。

(2) 本新株予約権

割当予定先に割り当てる本新株予約権の総数は90,000個、本新株予約権の目的である株式の総数は9,000,000株であります。

e . 株券等の保有方針

割当予定先が本新株式及び本新株予約権の行使により取得する当社株式について、当社と割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドとの間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。なお、本新株式及び本新株予約権の行使後の当社株式に関する割当予定先の保有方針は、純投資であり、割当予定先は、長期間保有する意思を表明しておりません。また、当社役員と割当予定先の担当者との協議において、割当予定先が本新株式及び本新株予約権の行使により取得する当社株式について、適宜判断の上、比較的短期間で売却を目標とするものの、運用に際しては市場への影響を常に留意する方針であることを口頭により確認しております。

また、当社と割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドは、当社取締役会の決議により本新株予約権の行使価額が修正される仕組みに切り替えた場合には、本新株予約権が東京証券取引所の定める有価証券上場規程及び日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に定義される「MSCB等」に該当するため、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条及び同施行規則第436条第1項及至第5項並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得する株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える部分に係る転換又は行使(以下「制限超過行使」といいます。)を制限する旨を新株予約権総数引受契約にて定める予定です。具体的には、割当予定先が制限超過行使を行わないこと、割当予定先が本新株予約権を行使する場合、あらかじめ、当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと、割当予定先が本新株予約権を転売する場合には、あらかじめ、転売先となる者に対し、当社との間で前記及びに定める事項と同様の内容を約させること、割当予定先は、転売先となる者がさらに第三者に転売する場合も、あらかじめ当該第三者に対し当社との間で前記及びに定める事項と同様の内容を約させること、

当社は割当予定先による制限超過行使を行わせないこと、 当社は、割当予定先からの転売先となる者(転売先となる者から転売を受ける第三者を含む。)との間で、当社と割当予定先が合意する制限超過行使の制限と同様の合意を行うこと等の内容について、新株予約権総数引受契約により合意する予定です。なお、本新株予約権の譲渡には当社の取締役会による承認が必要です。

また、当社は、割当予定先より、割当予定先が払込期日から2年以内に本新株式により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

f、払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドの2017年(平成29年)のアニュアルレポート(豪州の2001年(平成13年)会社法(英名:Corporations Act 2001)に基づく資料)により、平成29年3月31日現在の割当予定 先単体の現金及び現金同等物が8,122百万豪ドル((円換算額:697,192百万円)、参照為替レート:85.84円(三菱東京 UFJ銀行平成29年3月31日時点仲値))であることを確認しており、払込み及び本新株予約権の行使に必要かつ十分な資金を有していると認められることから、当該払込みに支障はないと判断しております。

g . 割当予定先の実態

割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドは、オーストラリア証券取引所(ASX)に上場し、オーストラリアの銀行規制機関であるオーストラリア健全性規制庁APRA(Australian Prudential RegulationAuthority)の監督及び規制を受けておりますマッコーリー・グループ・リミテッドの100%子会社であります。

また、マッコーリー・グループ・リミテッドは、金融行為規制機構(Financial Conduct Authority)及び健全性監督機構(Prudential Regulation Authority)の規制を受ける英国の銀行であるマッコーリー・バンク・インターナショナルも傘下においております。日本においては、割当予定先の関連会社であるマッコーリーキャピタル証券会社が第一種金融商品取引業の登録を受け、金融庁の監督及び規制を受けております。

以上のような、割当予定先の属するグループが諸外国の監督及び規制のもとにある事実について、当社は割当予定先の担当者との面談によるヒアリング及びAPRAホームページ、割当予定先のアニュアルレポート等で確認しております。以上から、割当予定先並びにその役員及び主要株主が反社会的勢力とは関係がないものと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡につきましては譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認を必要としております。但し、 割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。 株式の譲渡につきまして、該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株式

本新株式の発行価額は、本新株式発行に関する取締役会決議日の直前営業日(平成30年3月16日)の東京証券取引所JASDAQスタンダードにおける当社普通株式の終値289円といたしました。

上記発行価額は、直近の市場価格に基づくものが合理的であると判断したこと及び、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日付)により、原則として株式の発行に係る取締役会決議日の直前営業日の価格を基準として決定することとされているため、本新株式に係る取締役会決議日の直前営業日の終値といたしました。

また、本新株式の発行価額は日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日付)に準拠し、割当予定先と協議のうえ決定したものであり、特に有利な発行価格には該当しないものと判断いたしました。

当社監査等委員全員も当社取締役会において、本新株式の発行価額は市場慣行に従った一般的な方法であり、 日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日付)を勘案し、割当予定先と協議 のうえ決定したものであり、特に有利な金額には該当しないと判断しております。

本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の買取契約証書に定められた諸条件を 考慮した本新株予約権の価格の評価を独立した第三者評価機関である株式会社スチュワート・マクラレン(代表 取締役:小幡治、住所:東京都港区東麻布1-15-6)に依頼しました。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうち汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法(モンテカルロ法)を用いて本新株予約権の評価を実施しております。また、当該算定機関は、媒介変数を以下のように置き、当社の株価(発行決議日の前営業日の終値289円)、ボラティリティ(97.98%)、配当利回り(0.52%)、無リスク利子率(0.14%)、行使期間(2年)、発行会社の行動(基本的に割当先の権利行使を待つものとしております。取得条項については、当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、当該各取引日における行使価額の200%を超えた場合、2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき当初払込発行価額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができると仮定しております。その場合、割当先は、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができると仮定しております。その場合、割当先は、残存する本新株予約権の全部又は一部を行使するものとします。)及び、割当先の行動(当社普通株式の普通取引の価格が権利行使価格を上回っている場合、随時権利行使を行うものとし、期中に取得した株式の売却に当たっては1日当たりに売却可能な株式数の目安を、直近2年間にわたる発行会社普通株式の1日当たり平均売買出来高の10%とする)に関して一定の前提を置いて評価を実施しております。

本新株予約権の発行価額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられるブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられ、払込金額は算定結果である評価額を参考に、当該評価額と同額の197円としたため、本新株予約権の払込金額は特に有利な金額には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

また、行使価額は、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日(平成30年3月16日)の東京証券取引所JASDAOスタンダードにおける当社普通株式の終値289円と同額である1株当たり289円といたしました。

上記発行価額は、直近の株価が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していると判断したことに加え、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案した上、本第三者割当増資の割当予定先であるマッコーリー・パンク・リミテッドとの協議に基づき決定いたしました。

なお、当社監査等委員全員も、本新株予約権の行使価額の算定方法は、市場慣行に従った一般的な方法であり、発行価額については、当該第三者評価機関が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、その算定過程及び当該前提条件等に関して当該第三者評価機関から説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できること、当該前提条件を反映した新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、評価額は適正かつ妥当な価額と思われ、その評価額を踏まえて決定された本新株予約権の1個当たりの払込金額金197円は、特に有利な金額には該当しないと判断しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回、本新株式の発行株式数1,731,000株(議決権数17,310個)、本新株予約権の行使による株式数9,000,000株(議決権数90,000個)を合わせた株式総数10,731,000株(議決権数107,310個)は、平成29年12月18日現在における当社発行済株式数60,116,900株に対する割合が17.85%(平成29年12月18日現在の議決権総個数601,039個に対する割合は17.85%)であります。

また、平成30年1月19日に当社役員に対する割当を行った株式1,100,000株及び株式会社光通信へ割当てを行った発行株式数3,000,000株(議決権個数30,000個)は、平成29年12月18日現在の発行済株式総数60,116,900株に対し、6.82%(平成29年12月18日現在の議決権個数601,169個に対しては6.82%)であり、本資金調達による希薄化の合計と合算すると希薄化の合計は24.46%であります。当社普通株式1株当たりの株式価値は一定程度希薄化することとなります。

しかしながら、当社は、本資金調達は、財務及び事業基盤の更なる強化につながることから、当社企業価値の向上に資するものと考えており、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと考えております。従いまして、本資金調達に係る株式の発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

また、本新株式及び本新株予約権が全て行使された場合における交付株式数は最大10,731,000株に対し、当社株式の過去6か月間における1日当たり平均出来高は8,778,567株であり一定の流動性を有していること、且つ当社の判断により任意に本新株予約権を取得することが可能なことから、本新株式の発行及び本新株予約権の行使により発行され得る株式数は市場に過度の影響を与える規模ではないものと考えております。

これらを総合的に検討した結果、希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】 該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議決 権数の割合	割当後の 所有株式数(株)	割当後の総議決権 数に対する所有議 決権数の割合
マッコーリー・バンク・リミテッド	Level 6, 50 Martin Place, Sydney NSW 2000 Australia	•	- %	10,731,000	14.22%
伊藤 秀博	東京都練馬区	5,000,000	7.72%	5,000,000	6.63%
株式会社光通 信	東京都豊島区西池袋1丁目 4番10号	3,716,600	5.74%	3,716,600	4.93%
楽天証券株式 会社	東京都世田谷区玉川1丁目 14番1号	1,750,700	2.70%	1,750,700	2.32%
蒲沢 公命	宮城県仙台市若林区	1,017,200	1.57%	1,017,200	1.34%
日本証券金融 株式会社	東京都中央区日本橋茅場町 1丁目2番10号	886,500	1.37%	886,500	1.12%
亀山 与一	栃木県佐野市	779,500	1.20%	779,500	1.03%
有限会社ヤマ ザキ	青森県弘前市上鞘師町11番 地 1	668,300	1.03%	668,300	0.89%
協和青果株式 会社	埼玉県越谷市新川町2丁目 68-5	600,000	0.93%	600,000	0.80%
高野 義夫	東京都豊島区	500,000	0.77%	500,000	0.66%
計		14,918,800	23.05%	25,649,800	33.99%

- (注) 1. 所有株式数につきましては、平成29年9月30日現在の株主名簿に記載された数値を基準として記載をしております。なお、マッコーリー・バンク・リミテッドの所有株式数は、本新株式1,731,000株に本新株予約権の目的となる株式の数9,000,000株を合計した数値を記載しております。また、伊藤秀博の所有株式数は、平成30年1月19日に第三者割当により発行した新株式1,000,000株を合計した数値を記載しております。また、株式会社光通信の所有株式数は、平成29年10月1日から平成30年3月18日までに新株予約権の行使により発行された株式の数3,500,000株を合計した数値を記載しております。
 - 2. 平成30年3月19日の発行済株式総数は64,732,000株、発行済株式に係る議決権の総数は647,320個であります。
 - 3.割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成30年3月19日現在の発行済株式に係る議決権の総数(647,320個)にマッコーリー・バンク・リミテッドに割当てる本新株式数1,731,000株(議決権数17,310個)、及び本新株予約権の目的となる株式の数9,000,000株(議決権数90,000個)を加えた議決権数754,630個を基準に算定しております。
 - 4.上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。
 - 5.株式会社光通信に対して、平成29年6月8日発行決議の第15回新株予約権20,000個(新株予約権の目的となる株式の数2,000,000株)を割当交付しており、平成30年3月19日現在において5,000個について権利行使が行われております。残り15,000個の新株予約権については上記第三者割当後の大株主の状況には含めておりません。

EDINET提出書類 レカム株式会社(E02971) 有価証券届出書(組込方式)

- 6 【大規模な第三者割当の必要性】 該当事項はありません。
- 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】 該当事項はありません。
- 8 【その他参考になる事項】 該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1.事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の第24期有価証券報告書及び四半期報告書(第25期第1四半期)(以下、「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないものと判断しております。

2. 臨時報告書の提出について

組込情報である第24期有価証券報告書の提出日(平成29年12月22日)以降、本有価証券届出書提出日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

(平成29年12月22日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、平成29年12月22日開催の第24期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

なお、すべての議案は原案どおり承認可決されました。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日 平成29年12月22日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額 当社普通株式 1 株につき金 1 円 総額60,103,900円 効力発生日 平成29年12月25日

第2号議案 定款一部変更の件

本社を東京都千代田区から東京都渋谷区に移転するため、現行定款第3条(本店の所在地)の 変更を行う。

について、平成30年1月22日に効力が発生する旨の附則を設ける。

将来の事業拡大に備えた機動的な資本政策を可能とするため、現行定款第6条(発行可能株式総数)について、120,000,000株から240,000,000株に変更する。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 2名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、伊藤秀博、砥綿正博の各氏を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、加藤秀人、山口義成、嶋津良智の各氏を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件 並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	賛成(反	結果及び 対)割合 %)
第1号議案	210,522	3,403	0	(注) 1	可決	98.41
第2号議案	201,428	12,507	0	(注) 2	可決	94.15
第3号議案						
伊藤 秀博	210,256	3,679	0	(注) 3	可決	98.28
砥綿 正博	209,986	3,949	0		可決	98.15
第4号議案						
加藤 秀人	210,249	3,686	0	/ : +\ 2	可決	98.28
山口 義成	210,509	3,426	0	(注) 3	可決	98.40
嶋津 良智	210,509	3,426	0		可決	98.40

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
 - 2.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 - 3.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
 - (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決または否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

(平成30年1月31日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、平成30年1月19日開催の取締役会において、子会社取得のため株式譲受契約を締結することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 取得対象子会社の概要

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社アイ・イーグループ・エコ (平成30年2月1日よりレカムIEパートナー株式会社に変更予定)
本店の所在地	東京都豊島区南池袋三丁目13番5号 (平成30年2月1日より東京都渋谷区代々木三丁目25番3号に変更予定)
代表者の氏名	代表取締役 柏崎 由隆 (平成30年2月1日より木下建に変更予定)
資本金の額	25百万円(平成29年12月31日現在)
純資産の額	45百万円(平成29年12月31日現在)
総資産の額	735百万円(平成29年12月31日現在)
事業の内容	LED照明の販売、業務用エアコンの販売

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

取得対象子会社は株式譲受先である株式会社アイ・イーグループからの新設分割会社(平成29年11月20日設立)であるため、該当事項はありません。

(ご参考)

株式会社アイ・イーグループでの当該事業(LED照明販売事業、業務用エアコン販売事業)の成績は以下のとおりであります。

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
売上高(百万円)	1,972	2,275	3,825
営業利益(百万円)	294	409	582

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社と取得対象子会社との間には、記載すべき資本関係はありません。
人的関係	当社と取得対象子会社との間には、記載すべき人的関係はありません。
取引関係	当社と取得対象子会社との間には、記載すべき取引関係はありません。

(2) 取得対象子会社に関する子会社取得の目的

当社グループが国内で行っている法人向けのLED照明やエアコン販売等の環境関連事業を強化することを目的として、取得対象子会社株式の51%を取得いたします。取得対象子会社を株式会社アイ・イーグループと共同で運営することにより、LED照明および業務用エアコンの販売事業を光通信社グループと共同で推進してまいります。

(3) 取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額

株式会社アイ・イーグループ・エコの普通株式 510百万円 アドバイザリー費用等(概算額) 5百万円 合計(概算額) 515百万円

(平成30年3月19日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、平成30年3月19日開催の取締役会において、子会社取得を行うことを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

- (1) 取得対象子会社の概要
 - a . 株式会社R・S

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社R・S		
本店の所在地	大阪府大阪市北区中之島二丁目2番2号		
代表者の氏名	代表取締役社長 江添 知明		
資本金の額	30百万円(平成30年 1 月31日現在)		
純資産の額	121百万円(平成30年 1 月31日現在)		
総資産の額	416百万円(平成29年 1 月31日現在)		
事業の内容	情報通信機器販売事業、光回線販売事業、HP制作関連事業		

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

	平成28年1月期	平成29年 1 月期	平成30年1月期	
売上高(百万円)	784	815	1,431	
営業利益又は営業損失()(百万円)	2	80	90	
経常利益(百万円)	8	76	74	
当期純利益(百万円)	6	48	52	

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社と取得対象子会社との間には、記載すべき資本関係はありません。
人的関係	当社と取得対象子会社との間には、記載すべき人的関係はありません。
取引関係	当社と取得対象子会社との間には、記載すべき取引関係はありません。

b.株式会社G・Sコミュニケーションズ

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社G・Sコミュニケーションズ			
本店の所在地	兵庫県尼崎市水堂町一丁目34番23号			
代表者の氏名	代表取締役社長 江添 知明			
資本金の額	3百万円(平成29年 5 月31日現在)			
純資産の額	0百万円(平成29年 5 月31日現在)			
総資産の額	156百万円(平成29年 5 月31日現在)			
事業の内容	OAソリューション事業、NTT回線事業、代理店事業			

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

	平成27年 5 月期	平成28年 5 月期	平成29年 5 月期
売上高(百万円)	249	175	522
営業利益又は営業損失()(百万円)	0	2	18
経常利益(百万円)	0	2	18
当期純利益(百万円)	0	2	18

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社と取得対象子会社との間には、記載すべき資本関係はありません。
人的関係	当社と取得対象子会社との間には、記載すべき人的関係はありません。
取引関係	当社と取得対象子会社との間には、記載すべき取引関係はありません。

(2) 取得対象子会社に関する子会社取得の目的

当社グループは、中小企業のお客様に対して情報通信機器の販売、設置工事、保守、インターネットサービスの販売を行う情報通信事業、LED照明などの環境関連商材の販売や電力の小売りを行う環境関連事業、BPO(顧客の業務プロセスの一部を受託する)事業、海外法人事業(海外拠点における環境関連事業やOA機器の販売等)を行っております。

株式会社R・S(以下、「RS社」といいます。)および株式会社G・Sコミュニケーションズ(以下、「GS社」といいます。)は、関西エリアを地盤としてデジタル複合機を中心とした情報通信機器の販売事業、インターネット回線取次事業、ホームページ制作事業などを行っており、近年は、電力小売販売事業も行っております。同社の特徴は、直販のみならず、代理店との関係性を構築したルート販売を実施していること、オフィス系である情報通信機器の販売、飲食業の割合が多いホームページ制作、インターネット回線取次ぎや電力の小売り等、規模の割に事業のバランスが良く、分散が図れていることが挙げられます。また、事業の選択と集中により効率的な経営がなされており、ストック収益も積みあがっていることから、収益性と安定性のバランスが取れております。

この度、当社がRS社およびGS社の株式を取得する目的としましては、当社の情報通信事業や環境関連事業と同様の事業を行っており、且つ、取扱い商材や販売手法、顧客の属性等が異なっているところがあるため、同社との事業シナジーが大きいと判断したことや、企業理念が近いことからグループ化がスムーズに進むと判断したことが挙げられます。また、事業拡大を図っていくため、西日本地域の直販営業網の強化を検討しておりました。RS社およびGS社におかれましては、同業の大手企業の傘下に入り、採用や商材、その他の経営サポートを受けていく方がより自社の成長につながると判断したこと、RS社およびGS社と企業風土が近く、独自で展開するよりも発展できる企業を探索していたことが挙げられます。

今回のRS社およびGS社を連結子会社化することにより、デジタル複合機、電力の小売り等の共通商材においてはスケールメリットが享受できます。また、当社が販売しているビジネスホンやインターネットセキュリティ機器販売などは、商材や営業ノウハウを提供することにより、同社の顧客に対するアップセルが見込めます。RS社およびGS社の直販の営業員や販売基盤、関西エリアを中心とする約2万社の顧客基盤を獲得することにより、様々なシナジーを創出できるものと考えており、当社グループの企業価値向上に大いにつながるものと期待しております。

(3) 取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額

本件株式およびアドバイザリー費用(概算額) 合計 560百万円

なお、取得価額につきましては、公平性・妥当性を確保するため、独立した第三者機関から入手した株式価値算定報告書等を基に決定しております。

3. 資本金の増減について

組込情報である第24期有価証券報告書の提出日(平成29年12月22日)以降、本有価証券届出書提出日までの間における資本金の増減は以下のとおりであります。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額(千円)	資本準備金 残高(千円)
平成29年12月22日 ~ 平成30年 3 月16日	4,615,100	64,732,000	250,490	1,262,385	250,490	1,062,383

⁽注) 新株式の発行により1,100,000株、新株予約権の行使により3,515,100株それぞれ増加しております。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第24期)	 平成29年12月22日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第25期第1四半期)	平成30年 2 月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A 4 - 1に基づき本届出書の添付書類としております。

EDINET提出書類 レカム株式会社(E02971) 有価証券届出書 (組込方式)

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年12月22日

レカム株式会社 取締役会 御中

清陽監査法人

指定社員 公認会計士 杉 山 一 雄 印 業務執行社員

指定社員 公認会計士 石 倉 郁 男 印 業務執行社員

<財務諸表監查>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているレカム株式会社の平成28年10月1日から平成29年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、 当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用 される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リス ク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する 内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見 積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レカム株式会社及び連結子会社の平成29年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監查>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、レカム株式会社の平成29年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、レカム株式会社が平成29年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出 会社)が別途保管しております。
 - 2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年12月22日

レカム株式会社 取締役会 御中

清陽監査法人

指定社員 公認会計士 杉 山 一 雄 印 業務執行社員

指定社員 公認会計士 石 倉 郁 男 印 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているレカム株式会社の平成28年10月1日から平成29年9月30日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レカム株式会社の平成29年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出 会社)が別途保管しております。
 - 2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年2月14日

レカム株式会社 取締役会 御中

清陽監査法人

指定社員 公認会計士 光 成 卓 郎 印 業務執行社員

指定社員 公認会計士 石 倉 郁 男 印 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているレカム株式会社の平成29年10月1日から平成30年9月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成29年10月1日から平成29年12月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成29年10月1日から平成29年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、レカム株式会社及び連結子会社の平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2.XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。